

北空知広域水道企業団監査委員の所管に係る北空知広域水道企業団情報公開条例施行規程

（平成13年12月25日 監査委員規程第2号）
改正 令和 5年 4月 1日 監査委員規程第2号

北空知広域水道企業団情報公開条例（令和5年条例第3号）の規定に基づき北空知広域水道企業団監査委員が管理する公文書の公開については、深川市情報公開条例施行規則（平成9年深川市規則第58号）の例による。この場合において「市長」とあるのは「北空知広域水道企業団監査委員」と読み替えるものとする。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 （令和5年4月1日 監査委員規程第2号）
この規程は、公表の日から適用する。